

## 会旗及び標章に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、基本規程第50条の規定に基づき、会旗及び標章に関し必要な事項を定める。

(会旗)

第2条 本協会の会旗は、別紙図面(1 A O F Aシンボル)のとおりとする。

(標章)

第3条 本協会の標章は、別紙図面(2 A O F Aシンボル、3 A O F Aロゴタイプ)のとおりとする。

(会旗・標章の使用制限)

第4条 本協会の会旗又は標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。

2 会旗又は標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲及び制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。

3 前項の承認の可否は、総務委員会において決定する。

(改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、平成30年6月17日から施行する。

別紙図面

1 AOFAシンボル



2 AOFAシンボル



3 AOFAロゴタイプ

